

三者会議要領 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">愛媛県土木部発注工事における三者会議要領</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p><b>(三者会議の実施)</b></p> <p>第4条 三者会議については、次に掲げる方法により実施するものとする。</p> <p>(1) 開催時期            施工者が設計図書を照査した後に開催するものとし、現場条件等に応じ、複数回開催ができる。</p> <p>(2) 構成員            構成員は以下のとおりとし、発注者が主体となって会を進める。</p> <p>① 発注者は監督員を含む現場担当者（課長・係長）            ② 施工者は現場代理人、主任技術者又は監理技術者            ③ 設計者は管理技術者、担当技術者</p> <p style="text-align: center;"><u>※設計担当業者に加え地質担当業者の管理技術者、担当技術者を参加させることができる</u></p> <p>(3) 省略</p> <p><b>(対象経費)</b></p> <p>第5条 三者会議の開催に係る経費は次のとおりとする。</p> <p>(1) 三者会議に要する費用は、発注者が負担する。</p> <p>①施工者に対する費用は、工事打合せに含まれるため計上しない。            ②設計者に対する費用（補助対象）は            ・打合せ費用（1業者当り）：主任技師0.5人/回、技師A0.5人/回</p>	<p style="text-align: center;">愛媛県土木部発注工事における三者会議要領</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p><b>(三者会議の実施)</b></p> <p>第4条 三者会議については、次に掲げる方法により実施するものとする。</p> <p>(1) 開催時期            施工者が設計図書を照査した後に開催するものとし、現場条件等に応じ、複数回開催ができる。</p> <p>(2) 構成員            構成員は以下のとおりとし、発注者が主体となって会を進める。</p> <p>① 発注者は監督員を含む現場担当者（課長・係長）            ② 施工者は現場代理人、主任技術者又は監理技術者            ③ 設計者は管理技術者、担当技術者</p> <hr/> <p>(3) 省略</p> <p><b>(対象経費)</b></p> <p>第5条 三者会議の開催に係る経費は次のとおりとする。</p> <p>(1) 三者会議に要する費用は、発注者が負担する。</p> <p>①施工者に対する費用は、工事打合せに含まれるため計上しない。            ②設計者に対する費用（補助対象）は            ・打合せ費用_____：主任技師0.5人/回、技師A0.5人/回</p>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費：実費</li> <li>・その他原価及び一般管理費等を土木設計業務等積算基準に基づき計上する <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、三者会議で使用する追加資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 国支弁費目 「測量設計費」とする。</p> <p>(3) 計上方法 工事の設計書の中で技術管理費として計上を行うものとし、現場管理費及び一般管理費の対象としない。</p> <p>附 則 この要領は、平成21年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年5月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成28年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年2月1日から施行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費：実費</li> <li>・その他原価及び一般管理費等を土木設計業務等積算基準に基づき計上する <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、三者会議で使用する追加資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 国支弁費目 「測量設計費」とする。</p> <p>(3) 計上方法 工事の設計書の中で技術管理費として計上を行うものとし、現場管理費及び一般管理費の対象としない。</p> <p>附 則 この要領は、平成21年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年5月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成28年7月1日から施行する。</p> <hr/>